

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### <基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

なお、いじめとは、いじめ防止対策推進法第二条の定義にあるように「児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### <いじめの禁止>

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

### <学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### （１）基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ア) 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、積極的に取り組む。
- イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ア) いじめの調査等いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- 児童対象いじめアンケート調査（年２回）

- 保護者対象いじめアンケート調査（年２回）

- 学級担任による児童からの聞き取り調査（個人面談形式）

#### イ) いじめ相談体制

児童・保護者がいじめに係る相談ができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- 担任だけではなく担任外等、全職員で対応する

- いじめ相談窓口の設置

#### ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ③インターネット(SNS 等)を通じて行われるいじめの対策

児童及び保護者の情報発信に際して、情報の流通性、匿名性等の特性について啓発活動をおこなう。外部講師を招き、情報の発信は時にいじめにつながること等、情報モラルについての研修を適宜実施する。

## (2) いじめ防止に関する措置

### ①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長、教頭、教務主任、副教務（生徒指導主任）、学年主任、教育相談、養護教諭

※必要に応じて校外関係者（PTA 代表、校医等）

#### <活 動>

○いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

#### <開 催>

定例職員会議。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ②いじめに対する措置

ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ) いじめの事実が確認された場合には、相談を受けた職員は、速やかに管理職及び生徒指導主任に報告し、管理職は「いじめ防止対策委員会」を緊急に招集する。

ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要と認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。

オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、山形市教育委員会及び山形警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次のように対処する。

①重大な事案が発生した旨を、山形市教育委員会に速やかに報告する。

②山形市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

①いじめの早期発見に関する取組に関すること。

②いじめの再発を防止するための取組に関すること。